

土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

鳥取県または近郊在住、在勤で通学可能な者

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円（税込み、テキスト代含む）
- 2 納付方法 一括納入（銀行振込・カード決済またはQRコード決済とする）
- 3 納付期限 受講開始前日まで

(研修期間)

第7条 令和8年4月1日～令和9年3月31日（別紙1、2参照）

(受講定員)

第8条 7名

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第11条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ 倉吉教室（鳥取県倉吉市海田西町2丁目57-1 高塚ビル2F）

実習：土屋ケアカレッジ 倉吉教室（鳥取県倉吉市海田西町2丁目57-1 高塚ビル2F）

　　ホームケア土屋 鳥取（利用者居宅）

　　ホームケア土屋 岡山（利用者居宅）

　　ホームケア土屋 島根（利用者居宅）

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙3「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

1 専用申込窓口の college@care-tsuchiya.com または電話（050-3138-2024）、WEBにて申込む。必

要事項内容は college@care-tsuchiya.com に送信する。定員に達した時点で申込受付は終了する。

2 受講の決定は審査の上、受講決定をメールまたは電話にて受講生に通知する。

3 受講が決定した受講生は、期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

第15条

1 修了の認定は、第10条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上（100点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

(不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格とする。

(研修欠席者の扱い)

第16条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

第17条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、無料とする。

(受講の取り消し)

第18条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
- 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
- 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

(修了証明書の交付)

第19条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行にかかる手数料については、2,000円+発送費用を修了者の負担とする。

(修了者管理の方法)

第20条 修了者管理については、次により行う。

修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、鳥取県が指定した様式に基づき知事に報告する。

(研修事業執行担当部署)

第21条 本研修事業は、株式会社土屋教育研修部門にて執行する。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- 1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示
- 2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事

故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口

電話 050-3138-2024

- 3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認めらるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は令和8年1月1日から施行する。

【研修期間】

- 第1回 令和8年4月1日（水）～令和8年4月2日（木）3日目は実習先の都合による
第2回 令和8年4月8日（水）～令和8年4月9日（木）3日目は実習先の都合による
第3回 令和8年4月15日（水）～令和8年4月16日（木）3日目は実習先の都合による
第4回 令和8年4月22日（水）～令和8年4月23日（木）3日目は実習先の都合による
第5回 令和8年4月29日（水）～令和8年4月30日（木）3日目は実習先の都合による
第6回 令和8年5月13日（水）～令和8年5月14日（木）3日目は実習先の都合による
第7回 令和8年5月20日（水）～令和8年5月21日（木）3日目は実習先の都合による
第8回 令和8年5月27日（水）～令和8年5月28日（木）3日目は実習先の都合による
第9回 令和8年6月3日（水）～令和8年6月4日（木）3日目は実習先の都合による
第10回 令和8年6月10日（水）～令和8年6月11日（木）3日目は実習先の都合による
第11回 令和8年6月17日（水）～令和8年6月18日（木）3日目は実習先の都合による
第12回 令和8年6月24日（水）～令和8年6月25日（木）3日目は実習先の都合による
第13回 令和8年7月1日（水）～令和8年7月2日（木）3日目は実習先の都合による
第14回 令和8年7月8日（水）～令和8年7月9日（木）3日目は実習先の都合による
第15回 令和8年7月15日（水）～令和8年7月16日（木）3日目は実習先の都合による
第16回 令和8年7月22日（水）～令和8年7月23日（木）3日目は実習先の都合による
第17回 令和8年7月29日（水）～令和8年7月30日（木）3日目は実習先の都合による
第18回 令和8年8月5日（水）～令和8年8月6日（木）3日目は実習先の都合による
第19回 令和8年8月19日（水）～令和8年8月20日（木）3日目は実習先の都合による
第20回 令和8年8月26日（水）～令和8年8月27日（木）3日目は実習先の都合による
第21回 令和8年9月2日（水）～令和8年9月3日（木）3日目は実習先の都合による
第22回 令和8年9月9日（水）～令和8年9月10日（木）3日目は実習先の都合による
第23回 令和8年9月16日（水）～令和8年9月17日（木）3日目は実習先の都合による
第24回 令和8年9月23日（水）～令和8年9月24日（木）3日目は実習先の都合による
第25回 令和8年9月30日（水）～令和8年10月1日（木）3日目は実習先の都合による
第26回 令和8年10月7日（水）～令和8年10月8日（木）3日目は実習先の都合による
第27回 令和8年10月14日（水）～令和8年10月15日（木）3日目は実習先の都合による
第28回 令和8年10月21日（水）～令和8年10月22日（木）3日目は実習先の都合による
第29回 令和8年10月28日（水）～令和8年10月29日（木）3日目は実習先の都合による
第30回 令和8年11月4日（水）～令和8年11月5日（木）3日目は実習先の都合による
第31回 令和8年11月11日（水）～令和8年11月12日（木）3日目は実習先の都合による
第32回 令和8年11月18日（水）～令和8年11月19日（木）3日目は実習先の都合による
第33回 令和8年11月25日（水）～令和8年11月26日（木）3日目は実習先の都合による
第34回 令和8年12月2日（水）～令和8年12月3日（木）3日目は実習先の都合による
第35回 令和8年12月9日（水）～令和8年12月10日（木）3日目は実習先の都合による
第36回 令和8年12月16日（水）～令和8年12月17日（木）3日目は実習先の都合による
第37回 令和8年12月23日（水）～令和8年12月24日（木）3日目は実習先の都合による

【研修期間】

第38回 令和9年1月6日（水）～令和9年1月7日（木）3日目は実習先の都合による
第39回 令和9年1月13日（水）～令和9年1月14日（木）3日目は実習先の都合による
第40回 令和9年1月20日（水）～令和9年1月21日（木）3日目は実習先の都合による
第41回 令和9年1月27日（水）～令和9年1月28日（木）3日目は実習先の都合による
第42回 令和9年2月3日（水）～令和9年2月4日（木）3日目は実習先の都合による
第43回 令和9年2月10日（水）～令和9年2月11日（木）3日目は実習先の都合による
第44回 令和9年2月17日（水）～令和9年2月18日（木）3日目は実習先の都合による
第45回 令和9年2月24日（水）～令和9年2月25日（木）3日目は実習先の都合による
第46回 令和9年3月3日（水）～令和9年3月4日（木）3日目は実習先の都合による
第47回 令和9年3月10日（水）～令和9年3月11日（木）3日目は実習先の都合による
第48回 令和9年3月17日（水）～令和9年3月18日（木）3日目は実習先の都合による
第49回 令和9年3月24日（水）～令和9年3月25日（木）3日目は実習先の都合による
第50回 令和9年3月31日（水）～令和9年4月1日（木）3日目は実習先の都合による

【募集開始時期】

令和8年1月1日

【申込期日】

全研修、初日の前日までとする。

カリキュラム表

課程： 重度訪問介護（統合）課程 研修名称： 土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者
養成研修 統合課程

科目名			必須 履行時間	時間数	備考
講義	1	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	2	オンライン
	2	基礎的な介護技術に関する講義	1	1	
	3	コミュニケーションの技術に関する講義	2	2	
	4	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	1.5	3	オンライン 対面授業
			1.5		
演習	5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	1.5	3	オンライン 対面授業
			1.5		
計			11	11	
演習	1	喀痰吸引等に関する演習	1	1	対面演習
計			1	1	
実習	1	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	3	対面実習
	2	外出時の介護技術に関する実習	2	2	
	3	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	3.5	
計			8.5	8.5	
合計時間数			20.5	20.5	

※ 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。

定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。

担当講師一覧表

課程： 重度訪問介護（統合）課程

研修名称：土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者
養成研修 統合課程

申請者名：大山 敏之

氏名	担当科目	資格（福祉・医療関係に係るもの）	専任 兼任
森澤 真由美	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
齋藤 みさを	講義4・5 演習1	看護師	兼任
長谷川 信子	講義4・5 演習1	看護師	兼任
長須 奈央	講義4・5 演習1	看護師	兼任
香山 里美	講義4・5 演習1	看護師	兼任
石原 志保	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
魯山 香織	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
中原 しのぶ	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
加納 康行	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
細井 俊一	講義1・2・3 実習1・2・3	介護福祉士	兼任
大橋 敬子	講義1・2・3 実習1・2・3	准看護師	兼任
原田 直子	講義4・5 演習1	看護師	兼任

※担当科目は研修カリキュラムの番号を記載しております。